
情報通信技術活用推進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和2年8月

守口市企画財政部企画課

目次

1	事業の趣旨・目的.....	1
2	業務概要.....	1
3	参加資格要件.....	2
4	スケジュール（予定）.....	3
5	参加手続.....	3
6	質問及び回答方法.....	5
7	選定方法等.....	5
8	仕様等詳細協議.....	7
9	契約の手続き.....	8
10	参加の辞退.....	8
11	費用及び帰属.....	8
12	失格事項.....	8
13	その他.....	9

1 事業の趣旨・目的

本市では、これまでスリムな行政組織の構築を目指すとともに、時代の変化や市民ニーズの多様化に的確に対応し、行政としての市民サービスを維持向上させることができるよう、働き方改革等により事務事業の改善を図り、効率化に取り組んできた。

一方、国では地方公共団体における市民サービスの向上や事務事業の改善、効率化に向けた取組みの方向性として、情報通信技術（以下「ICT」という。）の更なる活用による行政事務のデジタル化やオンライン化を推進していくことが示されている。また、あわせて今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、感染拡大を防止しつつ日常生活を送るための「新しい生活様式」を実践し、「新たな日常」を確立させていくことが示されており、本市としても今後、「新たな日常」の確立に向けた取組みも含め、事務事業の実施においてICTの活用を推進していくことは喫緊の課題と考えている。

こうしたことから、本市の事務事業において、ICTを活用した市民サービスの更なる向上や事務事業の効率化に向けた方針の検討を行うことを目的に、現状における事務事業の全庁的な調査、把握及び実態分析を行った上でICTの活用による改善策の提案を実施するため、専門的見解や経験を有する委託事業者の選定を行うものである。

なお、本仕様書は、本市が業務成果として求める最低基準を示すものであり、提案者の企画提案の内容を制限するものではない。

2 業務概要

- (1) 業務名
情報通信技術活用推進事業業務委託
- (2) 業務内容
別紙「情報通信技術活用推進事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日（令和2年9月18日頃の予定）から令和3年3月31日まで
- (4) 上限額
8,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の企画提案書提出時において、本市入札参加有資格者名簿に登録（※）されていること。
※登録の有無については、本市総務部総務課に確認しておくこと。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 情報通信技術活用推進や業務改善に係るコンサルティング業務など本事業と類似する業務について、他の地方公共団体から契約を受注し、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に履行を完了した実績（※）が1つ以上あること。

※履行を完了した契約の終期が平成27年4月1日から令和2年3月31日までであれば可とし、契約の始期についての制限はない。

4 スケジュール (予定)

本プロポーザルにおけるスケジュール (予定) は以下のとおりとする。

項番	イベント	期 間
1	公告	令和2年8月3日 (月)
2	質問の受付期間	令和2年8月3日 (月) から 令和2年8月14日 (金) 13時まで
3	質問の回答	随時 (回答が出来次第ホームページに掲載する。最終掲載は8月21日 (金) までに行う。)
4	応募書類の提出受付期間	令和2年8月3日 (月) から 令和2年8月31日 (月) 17時まで
5	1次審査 (書類審査) の結果通知	令和2年9月3日 (木)
6	2次審査 (プレゼンテーション)	令和2年9月9日 (水)
7	選定結果通知・公表	令和2年9月10日 (木)
8	仕様等詳細協議	令和2年9月11日 (金) から
9	調達事業者決定 (契約予定日)	令和2年9月18日 (金) (予定)

5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通二丁目5番5号

守口市企画財政部企画課

電話：06-6992-1407

メールアドレス：Mori_jyouhou@city-moriguchi-osaka.jp

担当：溝部、渡邊

(2) 実施要領及び仕様書の配布

- ① 配布期間：令和2年8月3日（月）から
- ② 配布場所：守口市ホームページからダウンロード

(3) 応募書類の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する提案事業者は、以下のとおり参加表明書及び企画提案書等を提出すること。なお、提出期限までに参加表明書、企画提案書等を提出しなかった提案事業者からの提案は一切受け付けないものとする。

- ① 応募書類
別紙1「応募書類一覧」に掲げる書類
- ② 企画提案書の作成方法
別紙2「企画提案書作成要領」のとおり

- ③ 提出方法
以下を、持参して提出すること。

ア 紙媒体

別紙1「応募書類一覧」に示す部数

※押印が必要な応募書類については、正本のみに押印すること。

イ 電子データ

「[ア 紙媒体](#)」のうち正本の電子データを格納したCD-RまたはDVD-R1部

※電子データのファイル名は、上記の応募書類名と同様にすること。

ウ 提出受付期間

「[4 スケジュール（予定）](#)」参照

エ 提出先

「[\(1\) 担当部署及び問い合わせ先](#)」参照

オ 提出された応募書類の取扱い

- ・ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ・ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ・ 提出された応募書類は返却しない。
- ・ 企画提案書等の著作権は、提案事業者に帰属する。
- ・ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護

される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案事業者が負う。

6 質問及び回答方法

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

(1) 質問受付期間

「[4 スケジュール \(予定\)](#)」参照

(2) 提出方法

「[5 参加手続 \(1\) 担当部署及び問い合わせ先](#)」に記載のメールアドレスに電子メールで送信し、なおかつ、受信確認の電話を行うこと。なお、電子メールの件名は、「【提案事業者名】情報通信技術活用推進事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問について」とすること。

(3) 応募書類

「様式第7号 質問表」に必要事項を記載すること。

(4) 回答方法

質問への回答は守口市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(5) 回答日時

随時（「様式第7号 質問表」を受理後、回答が出来次第、守口市ホームページに掲載を行う。最終掲載は8月21日（金）までに行う。）

7 選定方法等

優先協議事業者の選定にあたっては、以下に示す評価基準を基に1次審査及び2次審査を実施し、それらの結果をもって行う。

(1) 評価基準

「別紙3 評価基準」のとおり

(2) 1次審査

① 実施方法

「[3 参加資格要件](#)」を全て満たした提案事業者のみを審査対象とし、「[\(1\) 評価基準](#)」に基づき企画提案書類等を審査・採点する。審査・採点の結果、その合計点の上位3者までを1次審査の合格者とする。

② 結果の通知

令和2年9月3日（木）頃に1次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

③ 留意事項

ア 1次審査の合計点が180点未満（1次審査の満点は300点）または提案価格が「[2 業務概要（4）上限額](#)」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

イ 採点の結果、同得点であるものが2者以上ある場合は、提案価格の低い提案事業者から順に上位とする。

(3) 2次審査

① 実施日

「[4 スケジュール（予定）](#)」参照

② 実施場所

守口市役所内で発注者が指定する場所

③ 実施方法

1次審査の合格者を対象とし、以下のとおり、提案内容のプレゼンテーションを行う。

ア 2次審査では、提案事業者が行ったプレゼンテーションを基に提案技術評価点を算出し、1次審査の合計点に加算したうえで総合評価点を算出する（「別紙3 評価基準」参照）。

イ プレゼンテーションの時間は30分以内とし、プレゼンテーション終了後15分程度の質疑応答を行う。

ウ 企画提案書の電子データに基づき、プレゼンテーションソフトを用いてプレゼンテーションを行うこととするが、提案内容の理解を深化させるための補足資料の使用も認める。

エ プレゼンテーションに必要な機器（パソコン、電源ケーブル、接続ケーブル、プロジェクター等）は提案事業者が用意すること。スクリーンは、本市で用意する。

オ 詳細については、1次審査結果の通知と共に別途通知する。

カ 応募書類の内容の訂正や記載されていない追加提案に係る説明を行った場合は、提出された応募書類を評価しない。

④ 留意事項

ア プレゼンテーションへの参加人数は、5人までとする。

イ 「様式第5号 業務実施体制報告書」で定めるプロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーは、必ずプレゼンテーションに同席するものとする。

ウ プレゼンテーションは原則として、「様式第5号 業務実施体制報告書」で定めるプロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダーが行うものとする。

エ 質問に対する回答は、提案事業者の同席者全員が回答する権利を有するものとする。

オ プレゼンテーションについては、公平性を確保するため非公開とする。

カ プレゼンテーションを実施する際のその手法（WEB会議、テレビ会議、DVD送付（プレゼンテーションの内容を録画したもの））及びその他の詳細については、1次審査合格者に対して別途通知を行う。なお、本通知の方法によるプレゼンテーションを行う際に費用を要した場合においても、提案事業者が当該費用を負担するものとする。

（4）選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、総合評価点が最も高い者を優先協議事業者、次に高いものを次点協議事業者として選定する。
- ② 総合評価点が最高点の者が複数いる場合は、提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。その場合において、提案価格の金額が同額である場合は、当該者は当初提案の金額の範囲内で「様式第2号 提案価格書」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。

（5）結果の通知

候補者選定後、参加者全員に「優先協議対象者」、「次点協議対象者」または「非選定」のいずれかの結果を電子メールで通知する。また、選定結果通知後に、下記項目を守口市ホームページで公表するとともに、本市企画課において閲覧に供するものとする。

- ・ 優先協議対象者名及び次点協議対象者名
- ・ 「全参加者名」、全参加者の「要求仕様評価点」、「企画提案評価点」、「価格評価点」、「提案技術評価点」及び「総合評価点」並びに「提案金額」
- ・ 委員の氏名等

8 仕様等詳細協議

- （1）優先協議対象者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託内容・経費・期間・契約等について再度調整を行い、合計金額の増額は認めない。）を行う。

- (2) 仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、本市は次点協議対象者と協議を行う。この場合、優先協議対象者は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
- (3) 日程は、「[4 スケジュール \(予定\)](#)」に記載の日程で行う予定であるが、都合により変更する場合がある。
- (4) 優先協議対象者に選定された提案事業者は、仕様書をもとに本市と仕様等詳細協議を行った結果を踏まえ仕様書を修正し、本市の合意を得た後に契約締結等を実施する。

9 契約の手続き

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、仕様等詳細協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は、契約金額の 100 分の 10 の額以上の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。納付された契約保証金は、契約期間終了後、速やかに返却する。
なお、守口市契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、本市の判断で契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約金額の支払いについては、完了払とする。

10 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、「様式第 8 号 参加辞退届」により申し出ること。参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

11 費用及び帰属

- (1) 企画提案書類等の応募書類の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 応募書類の取り扱いに関しては、「[5 参加手続 \(3\) 応募書類の提出について](#)
[③ 提出方法 オ 提出された応募書類の取扱い](#)」を参照すること。
- (4) 提出された書類、CD-R、DVD-R 等は返却しないものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (5) 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) プレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (9) 見積書の金額が「[2 業務概要 \(4\) 上限額](#)」で示した額を超過した場合
- (10) 契約が締結されるまでの期間において、「[3 参加資格要件](#)」に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合

13 その他

(1) 言語及び通貨単位

書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 企画提案書等の提出の制限

- ① 企画提案書等については、1者につき1提案に限る。
- ② 参加表明書を提出した後、企画提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(3) 本市からの不明点等の確認

企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(4) 参加辞退届の提出者に対する扱い

参加辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、優先協議対象者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、優先協議対象者にあらかじめ通知することによ

りその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（6）秘密の保持

企画提案書等の作成にあたり、守口市から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。本要領の手続き完了後も同様とする。

（7）異議申し立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（8）緊急時の対応

緊急時等やむを得ない理由（天変地異、新型コロナウイルス感染症拡大等）により、本プロポーザルを実施することができないと本市が判断するときは、本プロポーザルを変更、停止又は中止することがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。参加表明を行う者は、以上の事を同意の上で参加表明書を提出すること。